

# 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会について



令和7年1月31日

内閣府公益認定等委員会事務局

(仮) 内閣府公益信託イメージキャラクター  
「こうえきしんたくん」



## 目次

新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 p 3

本日主に議論いただきたい事項 p 7

参考資料 p 15

# 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 - 制度改革の現在地 -

	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)					令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)
公益法人制度	6/2 12/22	3/5 5/14 5/22	10/30	12/20		4/1			3月	
	有識者会議最終報告 税制改正大綱決定	改正法案国会提出 改正法案成立 改正法公布	改正政令・内閣府令公布	新ガイドライン策定	新会計基準策定	法人・都道府県への説明・周知、新制度への移行支援 <b>改正認定法令施行</b>	システム等順次整備 (一元的な情報提供プラットフォーム等)		経過措置（区分経理、ガバナンス新基準等への適合完了）	
公益信託制度							4月		3月	
			・下位法令等の検討 ・令和7年度の税制改正要望等 ・関係者ヒアリング等	<b>新たな公益信託の施行準備研究会 (1月～)</b> 政府令・ガイドライン・モデル契約等検討 <b>会計研究会</b> 公益信託会計の在り方検討		関係者・都道府県への説明・周知 新制度への移行支援	<b>新公益信託法令施行 (予定)</b>		移行（期間満了までに申請）の経過措置（現行の公益信託の）	
令和7年夏頃までを目処に、施行に必要な下位法令等を順次策定										

# 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の設置 -趣旨、構成員等-

## <趣旨>

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）については、令和8年4月の施行に向けて、新制度に係る政令、内閣府令の考え方その他新しい公益信託制度の詳細について、施行準備や移行にあたって特に影響のある事項を中心に、広く法律、信託実務、公益法人等の活動に関して知見を有する識者の参画を得て、速やかにかつ専門的・集中的に検討を行う必要があることから、施行準備に関する研究会を設置する。

<開催事務>令和7年1月～

## <事務局>

内閣府公益認定等委員会事務局

## (参考図)

公益認定等委員会

〔方針・内容の決定〕

新たな公益信託制度  
の施行準備に関する  
研究会

〔専門的、実務的観点から具体的・集中的検討  
常勤委員3人、学識経験者5～6人、信託実務担当者1～2人、法律実務担当者1～2人、公益法人関係者1～2人〕

## 構成員名簿

(五十音順、敬称略)

生野 考司 公益認定等委員会委員

大塚 智見 大阪大学大学院法学研究科准教授

岡本 仁宏 関西学院大学名誉教授

黒田 かをり 公益認定等委員会委員

溜箭 将之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

豊福 嘉弘 三井住友トラストグループ株式会社業務部  
担当部長

林 邦彦 弁護士（林邦彦法律事務所）

藤谷 武史 東京大学社会科学研究所教授

松元 暢子 慶應義塾大学法学部教授

弥永 真生 明治大学専門職大学院会計専門職研究科教授

湯浅 信好 公益認定等委員会委員長代理

## 法律

### 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）

- ・ 主務官庁制の廃止、公益法人と共通の行政庁による一元的認可・監督制度
- ・ 公益法人と統合的な認可基準の法定
- ・ 公益信託認可に伴う税制優遇の措置に関する税制改正

## 施行準備研究会の目標

## 政令

### ①施行日令、②施行令、③整備政令

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令（平成19年政令第276号）と統合的な整備
- ・ 公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令（平成4年政令第162号）廃止（主な論点）特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者 等

## 内閣府令 (合同府省令)

### ①内閣府令、②内閣府・法務省の合同省令（信託法読替え部分）

- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第68号）と統合的な整備、信託計算規則（平成19年法務省令第42号）等との関係整備
- (主な論点)  
信託行為に定める事項、公益信託認可等の申請手続、公益信託認可基準（受託者・信託管理人の能力要件等）、特定資産公益信託の要件、財務規律（中期的収支均衡、公益事務割合、使途不特定資産）、公益信託報酬の支払基準、定期提出書類の作成、提出等

## ガイドライン モデル契約書等

### ①ガイドライン、②モデル契約書等

- ・ 公益法人のガイドライン（令和6年12月）と統合的な公益信託ガイドラインの策定
- ・ モデル公益信託契約等の策定（特定資産公益信託、移行に関する書式その他）
- ・ 公益信託の活用を広げるための基準やひな型の提示

## 会計の在り方 ・ その他

### ①会計の在り方、②都道府県の体制整備の支援、③移行支援、④公益信託DX、⑤広報・啓発

- ・ 公益信託の計算書類等の作成基準等についての在り方の検討
- ・ 主務官庁制の廃止等に伴う都道府県の体制整備の支援
- ・ 既存の公益信託の移行に関する手続きの明確化 等

# 新たな公益信託制度の施行準備研究会の設置 - 詳細スケジュール案 -

第1回(1月31日)

主に議論いただきたい事項

- ・ 信託行為・公益信託認可・変更認可に関する規律
- ・ 受託者・信託管理人に関する認可基準
- ・ 新たな公益信託に関する具体的なニーズ等を含めた自由討議 等

第2回(2月19日)

主に議論いただきたい事項

- ・ 公益信託における財務規律(特定資産公益信託を含む。)
- ・ 信託報酬、情報開示等の規律の在り方
- ・ 公益信託の施行に向けた課題の整理を含めた自由討議 等

第3回(3月21日)

主に議論いただきたい事項

- ・ 第1回・第2回の議論を踏まえた意見交換
- ・ 公益信託の施行に向けた課題の整理を含めた自由討議 等

政令案・内閣府令案等のパブリックコメント(予定)

第4回~

- ・ パブリックコメント等の回答を踏まえた意見交換
- ・ ガイドライン、モデル契約等についての意見交換

他の施行準備

- ・ 公益信託における会計の在り方についての検討(公益法人会計研究会)
- ・ 関係法令の整備等
- ・ 都道府県等への説明会等の実施
- ・ 新たな公益信託に関するニーズ調査
- ・ 積極的な情報発信等

施行予定(令和8年4月)

1. **公益信託に関する信託契約に定めるべき事項  
(公益信託認可・変更認可等に関する規律との整理)**
2. **受託者の能力に関する認可基準**
3. **信託管理人の能力に関する認可基準**
4. **特別の利益の供与禁止の関係者の範囲**
5. **自由討議**

# 主に議論していただきたい事項①

## 法第4条第2項 公益信託の信託行為の規律

公益信託の信託行為には、①公益事務を行うことのみを目的とする旨、②公益信託の名称、③信託管理人を指定する定め、④帰属権利者を指定する定め、⑤その他府令で定める事項が定められなければならない。

### 公益信託の信託行為の必要的記載事項（府令第A条）の考え方について（資料3-2第A条の説明箇所を御参照）

#### 1. 公益事務に関する事項

- ① 公益信託の目的（2号/資料3-2の7頁）
- ② 公益事務を行う区域（3号/資料3-2の7頁）
- ③ 公益事務の内容（4号/資料3-2の8頁）

- ※ 特に信託契約の方法による場合について御意見をいただきたい
- ※ 任意的記載事項を含めた信託契約書のイメージは資料4を参照いただきたい
- ※ 遺言による場合については資料3-2の5頁等を御参照

#### 2. 公益信託の信託財産に関する事項

- ① 信託財産の受入れ、運用、支出その他の信託財産に関する事項（5号/資料3-2の8頁）
- ② 信託財産の計算期間に関する事項（15号/資料3-2の13頁）

#### 3. 公益信託の当事者や職務等に関する事項

- ① 委託者及び受託者の氏名及び住所（1号/資料3-2の7頁）
- ② 受託者の職務に関する事項（7号/資料3-2の9頁）
- ③ 公益信託事務の処理の方法に関する事項（13号/資料3-2の12頁）
- ④ 信託管理人の職務に関する事項（11号/資料3-2の11頁）

#### 4. 当該事項を定める場合に公益信託認可を受けるために信託行為に定めることを要する事項

- ① 公益信託の存続期間に関する事項（6号/資料3-2の8頁）
- ② 受託者が二人以上ある場合の代表受託者等に関する事項（8号/資料3-2の9頁）
- ③ 公益信託事務の一部を委託する場合の委託先等に関する事項（9号/資料3-2の10頁）
- ④ 合議制の機関を置く場合の当該機関に関する事項等（10号/資料3-2の10頁）
- ⑤ 利益相反の制限等に関する規定（12条/資料3-2の11頁）
- ⑥ 公益信託報酬に関する事項（14号/資料3-2の12頁）

任意的な記載事項を含めて、ガイドラインやモデル信託行為において規律の内容を明確にしていくことを検討

主に議論していただきたい事項①（参考1）  
— 信託行為と公益信託認可の申請書記載事項の関係について —

委託者・受託者の合意

信託契約書  
必要的記載事項  
(法第4条第2項各号)

認可申請書記載事項  
(法第7条第2項各号に掲げる事項)

規定がなければ認可されず、  
変更をする場合は認可が  
必要（軽微なものは届出）

変更をする場合は  
認可が必要  
(軽微なものは届出)

認可申請書  
(法第7条第2項)

信託契約書  
任意的記載事項

信託契約書  
(基本合意事項)

変更をする場合は  
届出が必要

規程等

基本合意事項の細則  
として定めるもの  
(奨学金給付規程等)

信託契約書等に規定  
はないが、公益信託  
認可との関係で  
受託者が申請書に  
記載をするもの

添付書類として提出

# 主に議論していただきたい事項①（参考 2）

－公益信託認可・変更認可の基本的な考え方について－

（詳細については資料 3－2 第 1 の説明箇所 2 頁以下御参照）

**公益信託認可に係る申請書（法第 7 条第 2 項各号・府令第 B 条/資料 3－2 の 1 4 頁等御参照）**  
受託者が作成する公益信託認可の申請書における記載事項に係る規律  
※ 行政庁が申請に係る認可事項を特定するために記載

**公益信託における信託の変更等（信託法第 1 4 9 条以下）**  
公益信託に係る信託の変更は、信託法第 6 章第 1 節の信託の変更、その変更については信託法第 1 4 9 条以下が法第 3 3 条 3 項で読み替えられて適用  
※ 公益信託の変更に必要な関係者の合意の規律は信託法の規律に従う

**公益信託の変更認可の申請（法第 1 2 条及び府令第 K 条関係/資料 3－2 の 2 4 頁等御参照）**  
行政庁がした公益信託認可の変更であり、法 1 2 条で規律  
※ 変更認可の対象は申請書の記載事項（法第 7 条第 2 項各号）

**変更認可の対象となる事項（府令第 J 条/資料 3－2 の 2 6 頁等御参照）**  
内閣府令で定める軽微な信託の変更 届出事項となる（法第 1 2 条ただし書き、第 1 4 条 1 項）。当該軽微性の基準に該当する事項について府令第 J 条に列挙  
※ 「軽微」性は、行政上の認可を要するか否かといった意味の規範であり、公益信託の当事者の主観的な重要性を評価する概念

## 主に議論していただきたい事項②

### 法第8条第2号 公益信託における受託者の能力に関する認可基準

公益信託事務を適正に処理するのに必要な「経理的基礎」及び「技術的能力」を有すること

受託者の公益信託事務の適正処理能力に関する基本的な考え方について（資料3-2の33頁以下を御参照）

#### 1. 公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎

##### ① 財政基盤の明確化（信託財産及び固有財産における財政基盤の確保）

※ 特に固有財産の財政基盤の確保の必要性・程度に関して御意見をいただきたい（資料3-2の34頁等御参照）

##### ② 財産管理・経理処理の適正性（信託財産の分別管理・経理が適正に行われる仕組みの確保）

※ 特に固有事業と信託事務が共通・類似する場合の適正な経理手続の在り方、信託管理人の関与の在り方に関して御意見をいただきたい（資料3-2の34頁等御参照）

##### ③ 情報開示の適正性（財務書類等の作成及び保存並びに閲覧等に関する事務の執行方法の定め、信託財産の状況に係る情報の開示の確保）

#### 2. 公益信託事務を適正に処理するのに必要な技術的能力

##### ① 適正な運営の仕組み（公益信託事務等の内容に照らして、適正な運営を確保する仕組みの具備）

※ 特に個人を含め固有のガバナンスが確保されていない受託者固有のガバナンスの在り方について御意見をいただきたい（資料3-2の36頁等御参照）

##### ② 専門家の関与（十分な知識及び経験を有する者の関与の確保）

##### ③ 任務の存続可能性（存続期間にわたり、受託者としての任務を行う仕組みの確保）

公益事務や受託者の類型に応じた考慮要素をガイドライン等で明確にしていくことを検討

## 主に議論していただきたい事項③

### 法第8条第3号 公益信託における信託管理人の能力に関する認可基準

受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な「監督」をするのに必要な能力を有すること

信託管理人の監督能力に関する基本的な考え方について（資料3-2の38頁以下を御参照）

#### 1. 公益信託事務の適正処理のための監督能力

- ① 適正な監督の仕組み（公益信託事務の内容及び受託者の能力等に照らして、当該公益信託の適正な運営を監督するのに必要な知識及び経験その他の能力の具備）  
※ 特に信託管理人の監督の範囲や程度に関して、将来に向けての人材確保の方策等について御意見をいただきたい
- ② 監督事務の継続可能性（存続期間にわたり、監督者としての任務を行う仕組みの確保）

公益事務や受託者の類型に応じた考慮要素をガイドライン等で明確にしていくことを検討

## 主に議論していただきたい事項④

### 法第8条第5号

受託者がその公益信託事務を処理するに当たり、委託者、受託者、信託管理人その他の政令で定める公益信託の関係者に対し信託財産を用いて特別の利益（※）を与えるものでないこと。

※ 社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優遇

### 特別の利益の供与禁止の関係者に関する基本的な考え方について（資料2-2の3頁以下を御参照）

#### 1. 委託者、受託者、信託管理人が個人の場合

当該公益信託の委託者、受託者【（信託行為で定めた合議制の機関の構成員を含む。）】又は信託管理人

#### 2. 委託者、信託管理人が法人その他の団体の場合

業務を執行する役員（理事、取締役等）

#### 3. 受託者が法人その他の団体の場合

- ① 設立者、基金の拠出者 ※ 株式会社に関する発起人は含まれない。
- ② 当該団体の業務執行を決定する機関（理事会、取締役会等）の構成員
- ③ 当該団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（社員総会、株主総会等）の構成員  
※ 株式会社についてその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する個人に限る。
- ④ 監事、監査役若しくは使用人 ⑤ これらに類する者

#### 4. 親族関係等の関係者

- ① 配偶者又は三親等内の親族
- ② 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 金銭その他の財産によって生計を維持する者

#### 5. 委託者、受託者等の構成員が法人である場合（内閣府令第E条）

- ① その法人が事業活動を支配する法人
- ② その法人の事業活動を支配する者として内閣府令で定めるもの

## 自由討議

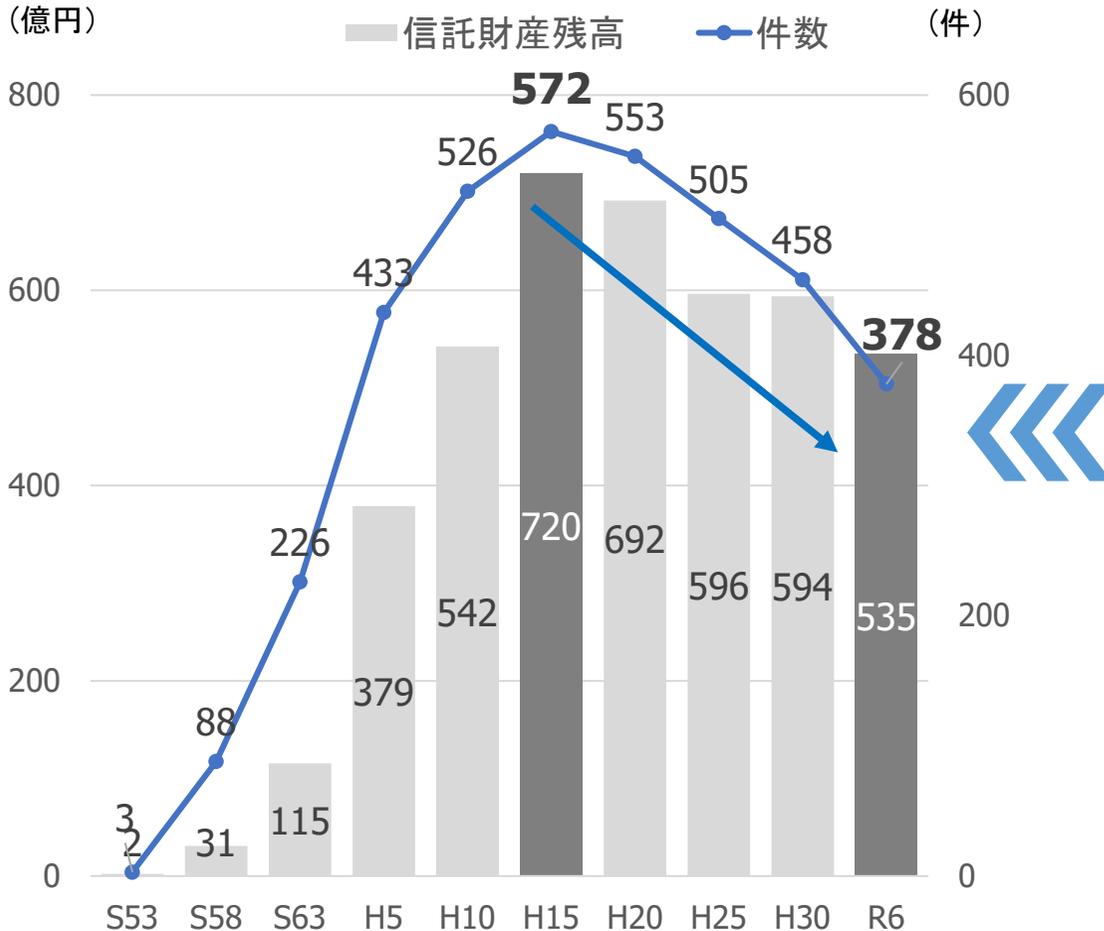
1. 新たな公益信託において想定される利用例
2. ガイドライン等において定めることが望ましい事項
3. モデル契約書等を作成することが望ましい類型
4. その他施行にあたって事前に検討すべき事項

# 參考資料

# 現状認識

- 昭和52年に誕生以降、奨学金支給や研究費助成等において、公益信託は、一定の貢献をしてきたものの、受託件数は、平成15年の572件をピークに減少傾向にあります。
- 活用が低調な背景には、主務官庁制による勝手の悪さや認知度の低さ等が考えられます。

## 公益信託の受託件数、信託財産残高推移



## 公益信託の活用が低調な理由



1

主務官庁制の下で  
許可・監督の基準が不統一

2

引受け許可申請手続きに  
時間とコストがかかる

3

受託者、信託財産、信託事務、  
報酬等に事実上制限あり

4

認知度が低い

# 公益信託制度の変遷

年代

明治  
(1868~1912)

大正  
(1912~1926)

昭和  
(1926~1989)

平成  
(1989~2019)

令和  
(2019~)

大正11年  
(1922)

昭和52年  
(1977)

平成18年  
(2006)

平成31年  
(2019)

令和4年  
(2022)

令和6年  
(2024)

100年の時を経て初めての大改正へ

法制化

1号  
案件

信託法  
改正

要綱

有識者  
会議

新法  
制定

旧信託法制定  
主務官庁の  
許可制による  
公益信託制度  
の規定

「公益信託  
今井記念海外  
協力基金」他  
1件の誕生

信託法の全面  
見直し  
⇒公益信託は、  
見直しされず

法制審議会  
において  
「公益信託  
法の見直し  
に関する要  
綱案」答申

内閣府の  
有識者会議  
※において  
公益信託に  
ついても  
議論

新公益信託  
法成立  
行政庁に  
よる認可制  
度へ

公益法人制度

明治31年  
(1898)

平成18年  
(2006)

令和4年  
(2022)

令和6年  
(2024)

法制化

- ①新規設立が困難
- ②「公益性」の判断基準が不明確
- ③公益とは言い難い法人が混在

公益三法  
成立

有識者  
会議

法改正

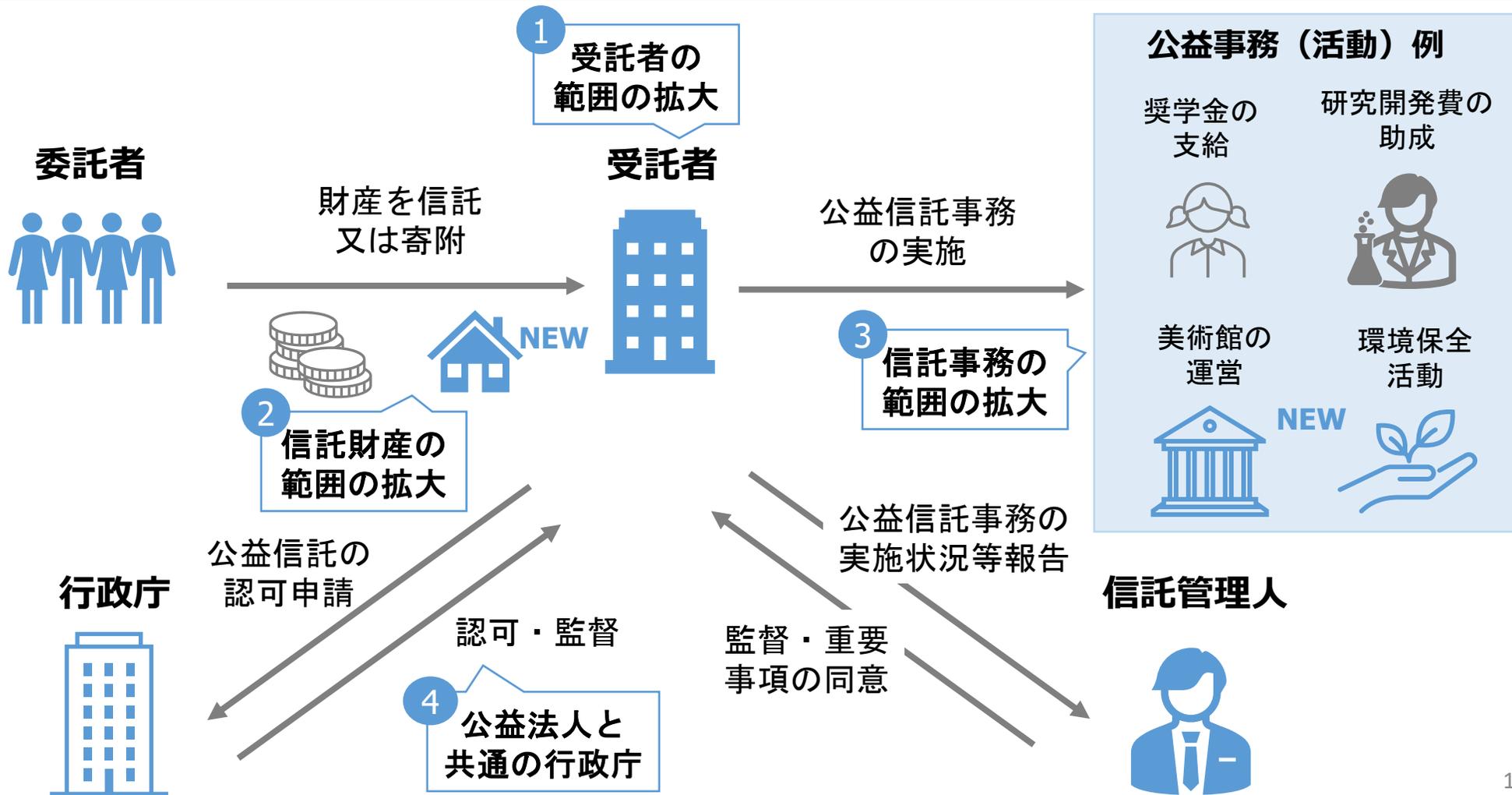
主務官庁の設立許可制

行政改革の一環で行政庁による認定制度へ

新しい資本主義

# 公益信託の仕組み

- 公益信託は委託者が受託者に公益目的のために財産を託し、受託者が公益活動を行う信託制度です。
- 今般の改正により、受託者・信託財産・信託事務の範囲の拡大、公益法人と共通の行政庁による認可・監督制度の創設等が行われました。



# 改正前後比較

- 改正前は、各省の申し合わせによる「引受け許可基準」や税法令によって、受託者や信託事務の内容等が制限されていました。
- 今般の改正により、このような制限を見直し、使いやすい制度となりました。

改正前



改正後



公益信託の制度内容

- 1 受託者は事実上  
信託会社に限定
- 2 信託財産は事実上  
金銭に限定
- 3 公益事務は助成がメイン



- 1 認可基準を満たせば、信託会社  
以外も受託者になることが可能
- 2 有価証券や不動産等も  
信託財産とすることが可能
- 3 助成以外にも美術館・学生寮の  
運営等様々な公益活動が可能

制度設計

- 4 主務官庁の裁量による  
許可・監督制度
- 5 税制優遇を受けるためには  
別途手続きが必要



- 4 統一の行政庁による  
認可・監督制度
- 5 公益信託認可と税制優遇が連動

## 認可

### 主な認可基準 (第8条)

- 信託の目的
- 受託者・信託管理人の適正性
- 財務規律充足の見込み
- 報酬の適正性
- 残余財産の規律 等

### 欠格事由 (第9条)

- 特定の法令違反による刑罰を受けた者 (受託者・信託管理人)
- 受託者・委託者の親族等特別の関係のある者 (信託管理人)
- 信託行為の法令・行政処分違反
- 暴力団員等が支配するもの 等

### 公益信託の変更には認可が必要 (第12条～第15条、第22条)

- 受託者・信託管理人の選任
  - 類似の信託目的への変更
  - 信託の併合又は分割 等
- (届出) 軽微な変更、受託者・信託管理人の辞任、解任 等

## 監督

### 認可後は次のような事項を遵守しなければならない (第16条～第21条)

- 財務規律の充足
- 公益信託報酬の支払基準どおりの支払い
- 財産目録等の備置き、行政庁への提出 等

### 公益信託の認可取消し事由 (第30条)

- 不正な手段による公益信託認可
- 暴力団員等による支配
- 行政庁の命令に従わないとき 等

## 終了

### 公益信託の終了事由 (第23条)

- 信託目的の達成・不達成
- 信託行為の定め
- 公益信託認可の取消し 等

### 信託の終了及び清算 (第25条～第27条)

- 終了・清算の届出
- 他の公益信託の受託者、公益法人等への残余財産の帰属
- (信託目的の達成・不達成により終了した公益信託は類似の信託目的に変更して公益信託を継続することも可能 (第24条))

- 公益信託法は信託法の特別法として、公益信託法上に規定する特則、読替え、適用除外を行う事項を除いて、信託法の規定が適用されることとなります。
- 公益信託の受託者が行う公益活動を「公益事務」と定義し、法令上は公益信託の受託者が行う事務全般を指す「公益信託事務」との使い分けがされています。



### 公益信託とは (第2条第1項第1号)

この法律の定めるところによりする受益者の定めのない信託であって、**公益事務を行うことのみを目的とするものをいう。**



### 公益事務とは (第2条第1項第2号)

学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として**別表各号に掲げる事務をいう。**

公益法人認定法の別表の「事業」と同様の「事務」を23項目列挙

公益法人における公益目的事業該当性と基本的に同じ枠組みで公益性について判断

#### 別表（第2条関係）

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事務
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事務
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事務
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事務
- 五 . . . . .

### 公益法人における公益目的事業該当性

公益法人における公益目的事業とは「学術、技芸、慈善その他の公益に関する認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」をいう。

- ① 法人の掲げるその事業の「趣旨・目的」が、認定法別表各号に該当し、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものであることが求められる。  
「趣旨・目的」だけでなく、それを担保するために「事業内容」及び「手段」が、
- ② 当該趣旨・目的を実現するためのものであること（事業の合目的性）を合理的に説明できること
- ③ 当該目的を実現するための事業の質（専門性や公正性、不利益発生排除など）が確保されていること
- ④ 特定の者又は特定の集団の利益に留まらないこと（受益の機会の公開など）
- ⑤ 事業内容に透明性があること
- ⑥ 営利企業等が実施している事業と類似する事業にあつては、社会的なサポートを受けるにふさわしい公益目的事業としての特徴があること が必要

### 公益信託における公益事務該当性

公益信託における公益事務とは「学術の振興、福祉の向上その他の不特定かつ多数の者の利益の増進を目的とする事務として別表各号に掲げる事務」をいう。

公益信託認可における「公益事務該当性」の判断枠組みは、公益法人制度における「公益目的事業該当性」と基本的に同じ判断枠組みとなります。

### 公益法人の公益認定申請書で記載が必要な事項（公益目的事業の内容）

#### ① 事業の趣旨・目的

ア：事業（及び法人）の趣旨・目的を記載する。  
イ：アのほか、（i）事業の種類（別表該当性）についての説明  
（ii）趣旨・目的の公表方法を記載する

#### ② 事業の概要

①アに記載された趣旨・目的を実現するため、どのような種類の事業を、  
どのような者を受益者を対象にどのような方法で行うかなどを記載する。  
※ 当該事業に付随して小規模に行う事業については事業計画等への記載を前提に記載不要

#### ③ 受益の機会

事業の受益の機会（応募要件、参加要件等）について記載する。受益の機会を特定の集団に限るような場合には、当該制限を付す理由及び当該制限によっても、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することになる理由を記載する。受益の機会が開かれていることが明らかであれば記載不要。

#### ④ 受益者の義務・受益の条件

受益者の義務（受益の条件（対価・その設定方法など））及びその公表方法について記載する。社会通念に照らして当然の義務・条件は記載不要。

#### ⑤ 事業の合目的性の確保の取組

ア 受益者等の選定方法、イ アのほか、具体的な事業内容が、①の趣旨・目的に適合することを確保するための取組、ウ 事業の実施による不利益を排除する取組を記載する

#### ⑥ その他

事業の公益性を確保するために、法人が特に講ずることとしている措置を記載する

公益信託における公益事務該当性を判断するため、公益信託認可申請書に記載が必要な事項としてどこまでを求めるかが問題となります（府令第B条等）

- 公益信託認可の基準（全13基準）の適合性について、行政庁が審査を行います。

内容



ポイント



受託者要件  
(第8条第2号)

公益信託事務を適正に処理するのに必要な「**経理的基礎**」及び「**技術的能力**」を有すること

法人か個人かにかかわらず、必要な能力があると認められれば、受託者になることが可能

信託管理人要件  
(第8条第3号)

受託者による公益信託事務の適正な処理のため必要な「**監督**」をするのに必要な能力を有すること

公益事務の内容等に応じて、必要な監督能力があるかが審査される

特別の利益供与の禁止  
(第8条第5号)

委託者、受託者、信託管理人及びその関係者等に対し**特別の利益を与えない**こと

信託財産を用いて、関係者に特別の利益を与えることを禁止

帰属権利者  
(第8条第13号)

類似の目的を有する公益信託、公益法人等又は国・地方公共団体を帰属権利者とすること

一度公益信託に拠出された財産は、公益のために必ず使われるよう担保（委託者等には戻らない）

- 公益信託の信託財産は、公益目的に活用されるべきものであり、それが死蔵することなく、適正に活用されることを担保する観点から、公益法人認定法を参考に財務に関する規律を設けています。信託の特殊性を踏まえた具体的な要件は検討中です。
- ただし、信託財産が滞留することが見込まれない特定資産公益信託(※)については、財務規律の適用を受けないこととしています。

(※) 寄附で受け入れた金銭を切り崩して金銭の助成等を行う公益信託

## 内容

## ポイント

### 中期的 収支均衡 (第8条第8号)

公益信託事務について、**収支の均衡**が図られると見込まれること

単年度の収支ではなく、**中期的期間において**その均衡が図られるようにすることが求められる。

### 公益事務割合 (第8条第9号)

**公益事務割合**が基準割合以上となると見込まれること

公益事務を実施することのみを目的としていることから、報酬等の**管理費が過大にならないため**の規定。

### 使途不特定財産の保有規制 (第8条第10号)

**使途不特定財産**が内閣府令で定めるところにより算定した額を超えないと見込まれること

使途不特定財産額とは、公益信託事務のために**現に使用されておらず、かつ、引き続き使用されることが見込まれない**信託財産を指す。

# 新公益信託法（作成書類関係）

公益信託の受託者が作成する書類で会計処理が問題となるもの

① 貸借対照表

② 損益計算書

③ 財産目録

④ 信託財産に係る帳簿

⑤ その他【内閣府令・法務省令】（P）で定める書類

【問題となる点①】

発生主義を前提とした会計処理について、どこまで簡便な処理を可能とするか

【問題となる点②】

特定資産公益信託の取扱い（特に発生主義・純資産関係）

信託法（平成十八年法律第百八号）

（会計の原則）

第13条 信託の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

（帳簿等の作成等、報告及び保存の義務）

第37条 受託者は、**信託事務に関する計算並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を明らかにするため**、法務省令で定めるところにより、信託財産に係る帳簿その他の書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

2 受託者は、毎年一回、一定の時期に、法務省令で定めるところにより、**貸借対照表、損益計算書**その他の法務省令で定める書類又は電磁的記録を作成しなければならない。

信託管理人による計算書類の承認手続については検討中

- ・ 収支均衡の判定に当たっては、損益計算書に計上すべき、一般純資産に係る経常収益等を収入とし、一般純資産に係る経常費用等を費用として年度剰余額又は年度欠損額を算定します。
- ・ 収支の均衡が図られるべき中期的期間については、5年間とします。

## 年度剰余額又は年度欠損額の算定イメージ

### 当該信託事務年度の収入と費用を比較

**収入** = 当該信託事務年度の経常収益の額  
 + 当該信託事務年度の公益充実資金の取崩額  
 （取崩額のうち公益目的保有財産の取得又は改良に充てた額を除く）

**費用** = 当該信託事務年度の経常費用の額(※)  
 + 当該信託事務年度の公益充実資金の積立額  
 (※)費用を二重計上しないよう、公益充実資金の取崩しや剰余金の  
 解消策として取得した公益目的保有財産に係る減価償却費の額を除く。

#### 【問題となる点③】

指定純資産と一般純資産に区別するか。

#### 【公益法人との差異】

公益信託は収益事業等を行わないことから、  
 収益事業等から収益を繰り入れない。

#### 【公益法人との差異】

公益目的「事業費」でなく、管理費を含めた経常費用の額を費用として算定を行う。

#### 【問題となる点④】

公益信託会計における減価償却の実施有無  
 によって規定が変わり得る。

収入 > 費用 の場合  
 ⇒ 収入 - 費用 = **年度剰余額**

収入 < 費用 の場合  
 ⇒ 費用 - 収入 = **年度欠損額**

# 新公益信託法解説 - 財務規律（公益事務割合）イメージ -

- 公益事務割合は損益計算書に計上されるべき、事業費／（事業費＋管理費）により算定します。
- 公益事務割合の適正な水準の下限として設定される基準割合については、80%【P】とします。

【公益法人】公益目的事業比率

$$= \frac{\text{公益実施費用費①}}{\text{公益実施費用額①} + \text{収益等実施費用額②} + \text{管理運営費用額③}}$$

【公益信託】公益事務割合

$$= \frac{\text{公益実施費用費①}}{\text{公益実施費用額①} + \text{管理運営費用額②}}$$

損益計算書

	公益	収益	法人
経常収益			
経常費用			
事業費	①	②	
支払助成金			
給与手当 等			
管理費			③
旅費交通費			
会議費 等			
経常収益費用差額			

損益計算書

経常収益	
経常費用	
事業費	①
支払助成金	
.....	
管理費	②
公益信託報酬	
.....	
経常収益費用差額	

【問題となる点⑤】  
費用の割振りについて  
・運営委員会開催費  
・広告宣伝費  
・業務委託費 等

【問題となる点⑥】  
信託報酬の開示の在り方について



# 新公益信託法解説 - 行政庁による監督 -

- 公益法人と共通の行政庁が認可・監督することにより、一元的なプラットフォームでの情報開示や、認可取消し時にも公益法人と同様の手続きが行われることとなります。

## 通常時

受託者は行政庁に毎年定期提出書類を提出し、行政庁は内容を確認、公表

受託者



事業計画書・財産目録等  
(定期提出書類) 提出



(必要に応じて)  
立入検査等実施



行政庁



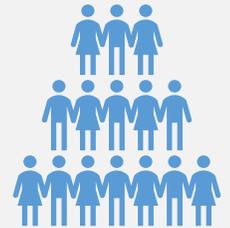
公益事務の実施

財産目録等の公表



計算書類は広く  
国民に公表される

国民



財産目録等の閲覧請求



## 認可取消し

委員会の答申等により、受託者に勧告、命令を行い、是正されない場合は認可取消し

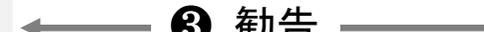
受託者



① 報告徴収・立入検査



③ 勧告



④ 命令



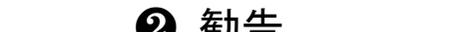
⑤ 認可取消し



行政庁



② 勧告



OR

②' 諮問・答申



公益認定等  
委員会等

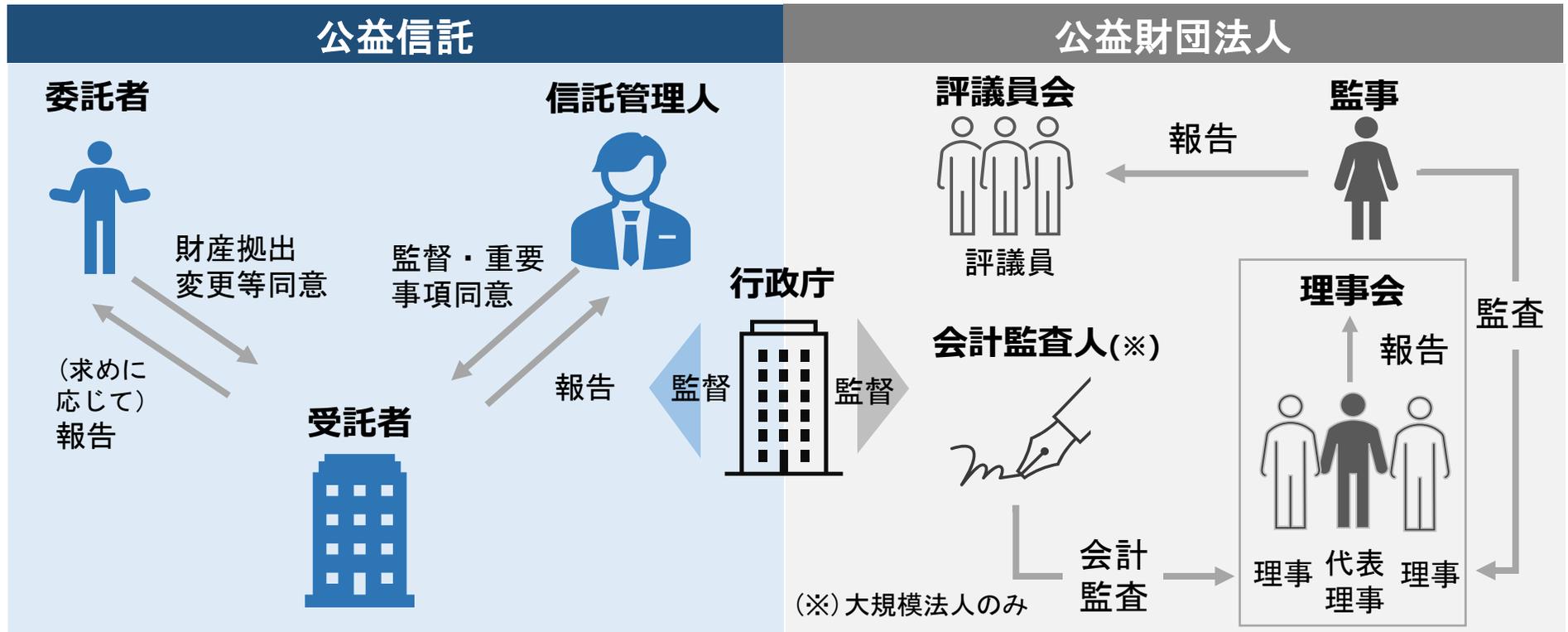


# 公益信託と公益財団法人の比較

## 主な相違点

1	公益事務のみが実施可能	公益目的事業の他、収益事業も可能
2	委託者・受託者・信託管理人で設定可能(※)	理事・監事・評議員等が必要。また理事会等の機関や事務所の設置が必要
3	信託行為に基づき、受託者が公益信託事務を処理	定款に基づき、法人の経営判断により、事業を実施

(※) 公益性確保のため、別途選考委員会等を設けることも考えられます。



# 新公益信託法解説 - 移行認可 -

- 現行の公益信託は、新法の施行日から2年の間に「移行認可」を受けて、新法の公益信託になることができます。
- 移行期間中に移行認可を申請しない場合、当該公益信託は終了することとなります。

